（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））警視監　服部　準
警察庁生活安全局生活経済対策管理官事務取扱を免ずる
（警察庁交通局運転免許課長）警視長　小倉　隆久
警察庁交通局交通規制課長兼務を命ずる
（福井県警察本部長）同　増田美希子
警察庁警備局外事情報部外事課長を命ずる
（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））警視監　服部　準
警察大学校術科教養部長事務取扱を命ずる
（近畿管区警察局情報通信部長）警察庁技官　安部　真
警視長に任命する
関東管区警察局広域調整部長を命ずる
（サイバーセキュリティ対策研究センター所長）同　齊藤　文信
近畿管区警察局情報通信部長を命ずる
（警察庁交通局交通企画課交通安全企画官）警視正　野﨑　美仁
中国四国管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる（以上八月七日）
（警察庁長官官房企画官）警視正　神原　悠介
警視長に任命する
警察庁生活安全局人身安全・少年課長を命ずる
（警察庁長官官房付）警視長　石井　敬千
警視監に任命する
警察大学校教務部長兼警備教養部長兼教授を命ずる
（警察大学校副校長兼警察庁官官房審議官（生活安全局担当））警視監　服部　準
警察大学校教務部長事務取扱を免ずる
警察大学校警備教養部長事務取扱を免ずる（以上八月十日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　高山　光明
八王子簡易裁判所判事に補する
八王子簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
八王子簡易裁判所判事　大野　勝則
東京簡易裁判所判事に補する（以上九月三日）
○定年退官
簡易裁判所判事土橋一徳は九月二日限り定年退官

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年八月二十六日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
河井　孝志　中平　淳　竹下　和弘
松田　恭寿　林　雅昭　西塚　勝巳
城戸　暉司　栗林　卓也　大島　博文
曽根　和也　佐々木　良　新田　紀敏
森　みのり　長谷川進一　金子　賢二
新居延偉仁　吉田　和子　高見　武志
桐山　哲郎　岩崎　慎一　前田　豊治
村上　百江　後藤　康文　魚川　潤
吉原　利直　鈴木　一裕　永田　千春
内田　弘保　平野　肇　北本　和志
二宮さゆり　高塚　優　梶原　啓子
菊子　健二　池本　篤　美野田啓二
伊澤　幸嗣　高橋　宏文　須賀　祥夫
柴田　堅治　後藤　久幸　本田　孝明
成澤　誠　宮寺　治貞　谷田　邦雄
鉾石　和彦　井桁　和幸　徳永　三朗
渡辺　裕二　原　利典　西田三重子
藤本　武彦　近藤　顕彦　池田　成彦

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年八月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。
丸山　孝雄　松田さち子　渡辺　昭
豊永　成仁　小島　秀一　舩山　夏子
竹中　治郎　伊勢　豪範

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年八月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
杉村　克治　村上　篤史　根岸　秋男
守田　元哉　大谷　昌義　永野梅太郎
坂口　美鈴　山本　康裕　磯　源喜
堀口　靖之　勝呂　彰　木村　唯人
西原　大輔　藤本　敦朗　牧　寛之

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

フランス共和国人　ワン　ヤンチェン

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

仁木　卓　林　裕美子　井上　俊晴
佐藤　美武　野口　美文　野口　和枝
中野　武　雑賀キミヱ　藤本　巌
楠瀬　治彦　野原　祐樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

鷲谷　和彦

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける

四方　祥樹　中嶋　洋

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年八月二十六日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
山田　英生　加藤　正行　飯塚　真玄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年八月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
株式会社トーカイオフィスター
株式会社クオリ
四国メーコー株式会社
株式会社アゲイン・テック
デビス株式会社
株式会社日本アクセス
新日本金属工業株式会社
株式会社日本環境ビルテック
岩田土地株式会社
ステラケミファ株式会社
株式会社木村洋行
株式会社カプコン
鶴岡信用金庫
株式会社北陸銀行
トヨタカローラ南海株式会社
ネッツトヨタ南海株式会社
株式会社三五
アパホテル株式会社
東洋システム株式会社
株式会社ＢＲＡＶＥ
株式会社ヒミカ
新藤金属株式会社
株式会社新栄電設
株式会社ガット
一般財団法人森記念製造技術研究財団
株式会社富士国際オークション
株式会社アクアフィールド
株式会社ほていや
坂本産業株式会社
株式会社ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
コニックス株式会社
株式会社セイフティ輸送
株式会社みずほ
株式会社丸誠電器
株式会社八神製作所
医療法人社団青峯会
株式会社合同資源
株式会社足利銀行
有限会社須田工業
新日本薬業株式会社
パール工業株式会社
テンワス株式会社
株式会社フォーラムエイト
株式会社Ｍａｌ・
日本絨氈株式会社
株式会社松源
株式会社たけでん
株式会社ＧＲＡＮＤ
株式会社千代田コンサルタント
株式会社ジャオス
株式会社グルーヴ
株式会社金太郎カンパニー
株式会社ヘソプロダクション
株式会社斉藤組
西日本ポートリー株式会社
株式会社ＩＳＴソフトウェア
スターゼン株式会社
今村不動産株式会社
大伸工業株式会社
田中鉄工株式会社
エレコム株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける

追賞褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年八月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
故鈴木きよ遺族　市川　國夫

褒章条例第六条により褒状を授ける